

保険料・利用者負担金の改定

平成27年度から3年間の保険料・利用者負担金は、介護保険制度改正に伴い策定した「八代市高齢者福祉計画・第6期八代市介護保険事業計画」に基づき改定します。また、介護老人福祉施設の入所基準や食費・居住費の補足給付の適用条件も変わります。

問合せ 長寿支援課 ☎32-1175



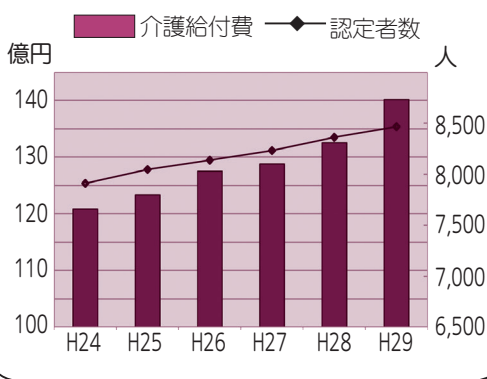
● 介護保険料が変わりました

基準額年額69,600円
(月額5,800円) ※平成27年4月〜

65歳以上の介護保険料は、市の介護サービス総費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。基準額は、市に必要な介護サービスの総費用に65歳以上の人の負担分22%を乗じ、65歳以上の人数で割ったものです。第6期(平成27〜29年)の保険料は、住民税の課税状況などに応じて9段階別に設定しています。
(段階の詳細は次ページ参照)

今後、高齢者人口の増加などにより、介護サービス利用者の増加が予想されることから、平成27年度から3年間に必要な介護サービスの総費用は、約401億円を見込んでいます。

介護保険給付費と認定者数の推移



● 介護保険の財源

介護保険の運営に必要な財源の半分は国・県・市町村が負担し、残りを65歳以上の人(第1号被保険者)が22%、40歳から64歳までの人(第2号被保険者)が28%負担する保険料で賄うことになっています。

● 利用者負担段階区分の一部新設

平成27年8月から、利用者負担段階区分に「現役並所得相当44,400円」が新設されます。

▶ 対象▼

- ・同一世帯に課税所得145万円以上の第1号被保険者がいて、年収が単身世帯383万円以上、2人以上世帯520万円以上の人

● 利用者負担割合の変更

平成27年8月から、一定以上の所得がある人が介護保険サービスを利用した場合の負担割合は、1割から2割へ変更されます。

▶ 対象▼ ※どちらも該当する人

- ・本人の合計所得金額が160万円以上
- ・同一世帯の第1号被保険者の年金収入+その他の合計所得金額が
- ↓単身世帯280万円以上の人
- ↓2人以上世帯346万円以上の人

また、要支援・要介護の認定を受けている人には、利用者負担割合を記載した「介護保険負担割合証」を送付し、今後、認定を受けた人にも発行されます。

● 介護老人福祉施設の入所基準が変わりました

平成27年4月から、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)への新規入所基準は、原則、要介護3以上の人となりました。

ただし、継続入所の人や要介護1・2の人でも、やむを得ない事情がある場合など、特例的に入所が認められることがあります。



● 食費・居住費の補足給付の適用条件が変わります

平成27年8月から、配偶者が住民税課税者である場合や、預貯金などが一定額を超える場合などは食費・居住費の補足給付を受けられません。

また、遺族年金・障害年金が補足給付要件の収入として勘案されません。

※単身1000万円
夫婦2000万円

